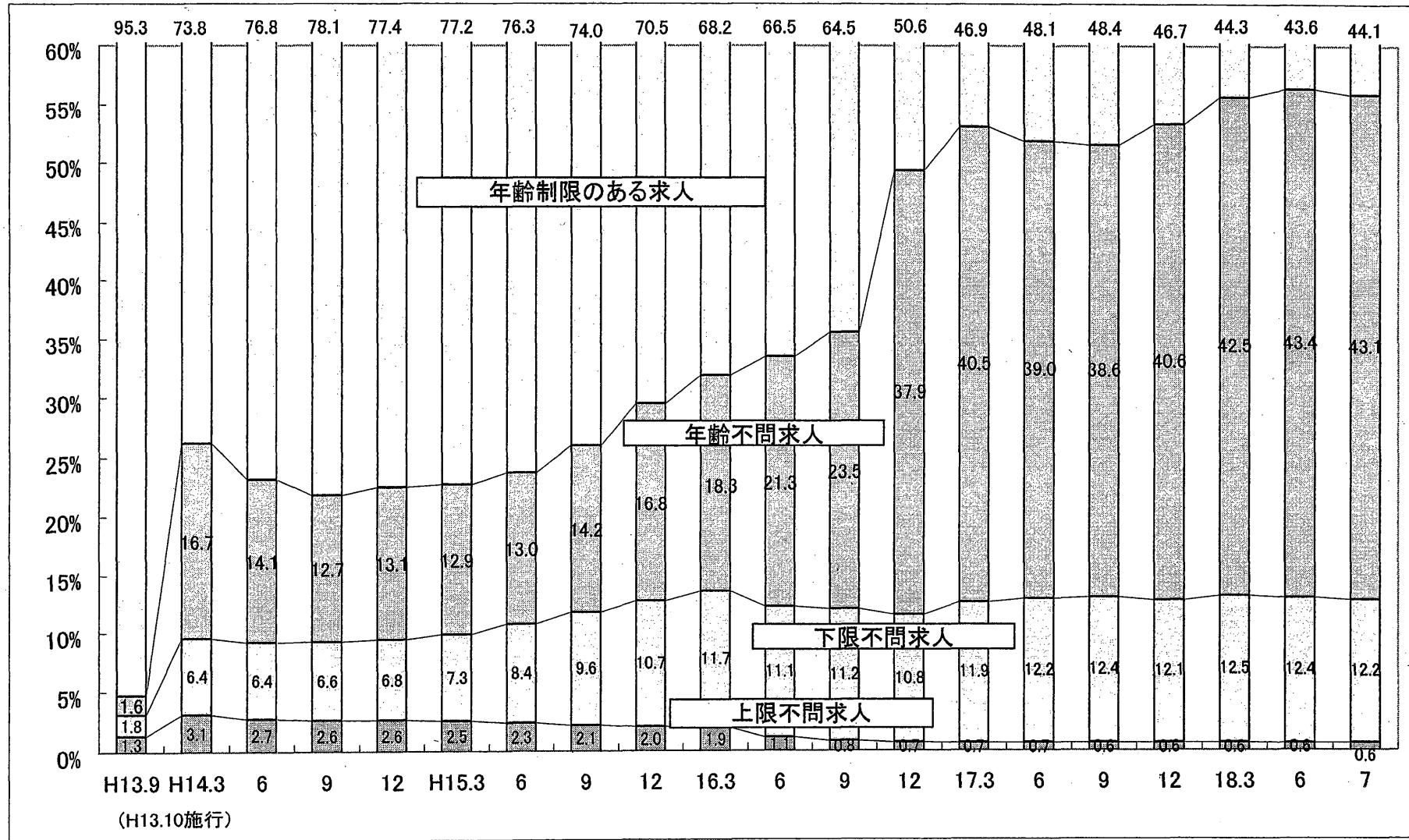


# ○ 年齢制限不問求人割合



経済計画と雇用対策基本計画の経緯

経済計画			雇用対策基本計画				
名称	閣議決定	計画期間	名称	閣議決定	計画期間	課題	完全失業率
経済社会発展計画 -40年代への挑戦-	昭42年3月	昭42～46年 (5か年)	第1次計画	昭42年3月	昭42～46年 (5か年)	完全雇用への地固め	
新経済社会発展計画	昭45年5月	昭45～50 (6か年)					
経済社会基本計画 -活力ある福祉社会のために-	昭48年2月	昭48～52年 (5か年)	第2次計画	昭48年1月	昭47～51年 (5か年)	ゆとりのある職業生活をめざして	
昭和50年代前期経済計画 -安定した社会を目指して-	昭51年5月	昭51～55年 (5か年)	第3次計画	昭51年6月	昭51～55年 (5か年)	成長率低下の下でインフレなき完全雇用を達成・維持すること	
新経済社会7か年計画	昭54年8月	昭54～60年 (7か年)	第4次計画	昭54年8月	昭54～60年 (7か年)	安定成長下において完全雇用を達成するとともに来るべき本格的な高齢化社会に向けての準備を確実なものとする	1. 7%程度
1980年代経済社会の展望と指針 -22-	昭58年8月	昭58～平2 (8か年)	第5次計画	昭58年10月	昭58～平2 (8か年)	今後に予想される急速な高齢化、産業構造の転換等に的確に対応するため労働力需給のミスマッチの解消を図り、質量両面にわたる完全雇用の達成と活力ある経済社会の形成をめざすこと	2%程度
世界とともに生きる日本 -経済運営5か年計画-	昭63年5月	昭63～平4 (5か年)	第6次計画	昭63年6月	昭63～平4 (5か年)	構造調整期において雇用の安定を確保し、これを基盤としたゆとりある職業生活の実現をめざすこと	2 1/2 %程度
生活大国5か年計画 -地球社会との共存をめざして-	平4年6月	平4～8年 (5か年)	第7次計画	平4年7月	平4～8年 (5か年)	労働力供給制約に対応するための基盤を整備し、労働者一人一人の個性が尊重され、その意欲と能力が十分に発揮できる質の高い雇用構造の実現を目指すこと	2 1/4 %程度
構造改革のための経済社会計画 -活力ある経済・安心できる暮らし-	平7年12月	平7～12年 (6か年)	第8次計画	平7年12月	平7～12年 (6か年)	経済社会の変革期において雇用の安定を確保するとともに、労働者が可能性を追求できる社会、安心して働ける社会を実現するための環境整備を図ること	2 3/4%程度 (3 3/4%程度)
経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針	平11年7月	平11～22年 (10か年)	第9次計画	平11年8月	平11～21世紀初頭の10年間程度	労働市場の構造変化に的確に対応して、積極的に雇用の創出・安定を図り、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現を目指すこと	参考資料によれば2010年頃3%台後半～4%台前半
構造改革と経済財政の中期展望について(改革と展望) ※毎年改定	平14年1月	平14～18年 (5か年)					

(注) 1. 完全失業率は、計画最終年度の目安。

2. 第8次計画の完全失業率の( )内は、構造改革が進まなかった場合の計画最終年度の完全失業率を表す。

3. 構造改革と経済財政の中期展望については、毎年改定されるため、2005年度改定では、対象期間は平成22年までとなっている。

	「構造改革と経済財政の中期展望」(「改革と展望」)	従来の経済計画
法的根拠	<p>内閣府設置法第4条第1項第1号及び第2号</p> <p>(参照条文) ○内閣府設置法【抄】 第4条 内閣府は、…行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務…をつかさどる。 一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項 二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項</p>	<p>経済企画庁設置法(廃止)第4条、経済審議会令(廃止)第1条</p> <p>(参照条文) ○経済企画庁設置法【抄】 第4条 企画庁の所掌事務は、次のとおりとする。 十三 長期経済計画の策定に関する事。 十四 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案及び実施に関する総合調整に関する事。 ○経済審議会令【抄】 第1条 経済審議会…は、内閣総理大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議する。 一 長期経済計画の策定に関する事項 三 前各号に掲げるものの外、経済に関する重要な政策、計画等に関する事項</p>
内容	<p>【「改革と展望」(14年1月閣議決定)】</p> <p>1. 日本の経済社会についての現状認識 (1)脆弱な経済構造 (2)限定的な社会活動 (3)公的部門の非効率性 (4)構造改革を進めない場合の問題 2. 中長期的に実現を目指す経済社会の姿 (1)「人」を何より重視する経済社会 (2)雇用・高齢化・地域経済等の課題への積極的な挑戦 (3)強靱な経済、財政の実現 3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方 (1)デフレの阻止と不良債権問題の解決 (2)活力ある経済社会を目指した規制改革、制度改革 (3)政府の在り方 (4)社会資本整備の在り方 (5)持続可能な社会保障制度 (6)地方行財政制度の改革。</p> <p>【「改革と展望－2005年度改定」(18年1月閣議決定)】</p> <p>1. はじめに 2. 経済財政状況 3. 中期的な経済財政運営の基本方針 (1)経済財政運営とデフレ脱却に向けた取組 (2)経済の展望 (3)財政の健全化 4. 構造改革の更なる取組 (1)「行政改革の重要方針」に基づく取組 (2)その他の取組</p>	<p>【基本的構成】</p> <p>①現状認識と将来予測 ②目指すべき経済社会の姿(ないし政策目標) ③目指すべき姿(ないし目標)を実現するための重要政策課題と政策の基本方針 ④政策の基本方針に基づいた具体的な政策などを基本的構成要素とし、時々々の経済社会情勢等に応じ、政府の中長期的な経済運営の方針として策定。</p> <p>【構造改革のための経済社会計画(7年12月閣議決定)】</p> <p>1. 我が国の課題と政策運営の基本方向 (1)基本的な時代認識 (2)対応すべき構造的諸問題 (3)政策運営の基本方向 2. 重点課題への対応 (1)自由で活力ある経済社会の創造 (2)豊かで安心できる経済社会の創造 (3)地球社会への参画 (4)発展基盤の確立 (5)行財政改革の推進等 3. 経済の姿と経済計画の役割 (1)経済の姿 (2)経済計画の基本的役割とその実施</p>

# 職業能力開発施策の概要

